

郡山市告示第257号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として、次のとおり指定する。

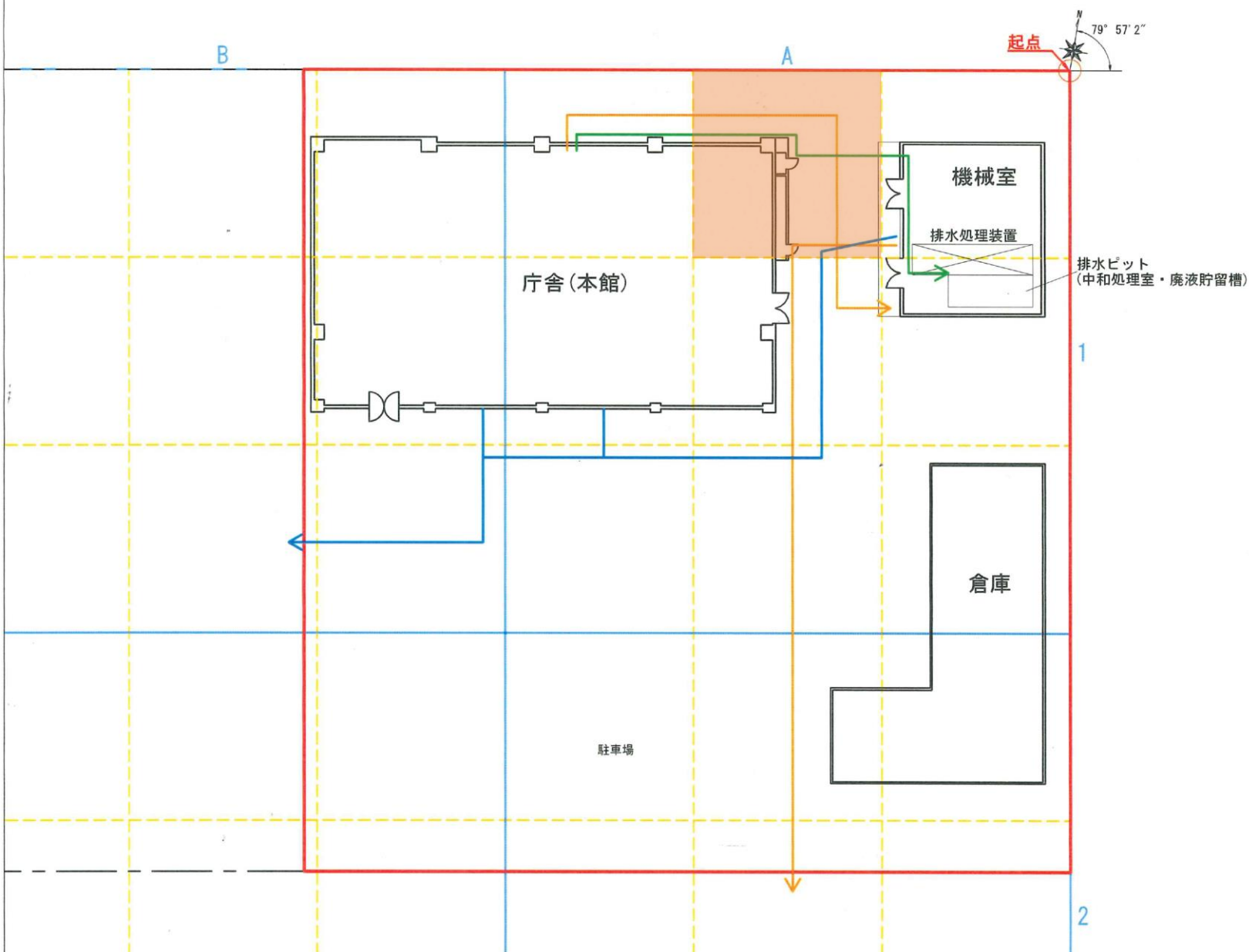
令和7年8月28日

郡山市長 椎根 健雄

- 1 形質変更時要届出区域として指定する区域
郡山市朝日三丁目41番1の一部（別紙のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物

対象物質：【第二種特定有害物質】水銀及びその化合物

別図



凡 例

- 調査範囲
- 事業所敷地範囲
- 建物範囲
- 排水経路(センター設立当初～平成6年)
- 排水経路(平成元年～平成28年)
- 排水経路(高架)(平成6年新設)

形質変更時要届出区域

30m格子内の区画番号

1	2	3	10m
4	5	6	30m
7	8	9	

所在地 福島県郡山市朝日3-5-7 (住居表示)、朝日三丁目41番1 (地番)